

岐阜県スポーツ少年団の登録に関する細則

第1条 この細則は、岐阜県スポーツ少年団（以下「本団」という）規程第10章第28条に基づき、スポーツ少年団登録に関することについて定めるものとする。

第2条 登録は、本団規程第2章の目的にのっとり本団に加入することを目的として行うものである。

第3条 登録は、下記に定める要件を具備したものをもって、市町村スポーツ少年団から本団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。

(1) 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。

(2) 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下、公認指導者資格という）保有者とする。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成講習会を修了した者は、その翌年の登録については、公認指導者資格の認定前であっても指導者として登録することができる。

(3) 単位スポーツ少年団は原則として団員10名以上と指導者2名以上で構成される。ただし、本部長の了承を得た単位団については、10名未満であっても登録可能とする。また、18歳以上の指導者2名以上の登録を原則とする。

(4) 前項における指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者（次のいずれかにあてはまる者）としなければならない。

①令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者

②スタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者

③令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5（2023）年度までに引き続き登録を行っていた者

④令和2（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている者

(5) 新規登録単位スポーツ少年団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とせず、次のいずれかを満たせばよいものとする。

①スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合

この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が当該年度内にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

②スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない場合

指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも2名が、当該年度内にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

(6) 単位団の代表者は、18歳以上の指導者または登録する年の4月1日現在満18歳以上の役員およびスタッフのうち1名とする。なお、2団以上の代表者を兼ねることはできない。

(7) 登録に関する手続きは、スポーツ少年団登録システムを用いて行うこととする。

(8) 単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年4月1日から7月31日までの期間に、所属する市町村スポーツ少年団に申請するものとする。

(9) 市町村スポーツ少年団は上記手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ8月31日までの期間中に本団に、登録申請の届け出を行う。また、市町村スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。

(8) 本団への登録料は次の通りとする。

・団員1名 500円（日本スポーツ少年団 300円、本団 200円）

・指導者、役員およびスタッフ1名 1,000円（日本スポーツ少年団 700円、本団 300円）

第4条 前条による登録を行ったものに対し、所定の認定を行う。

- (1) 新規登録団については団認定証と認定リボンを交付する。また、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。
- (2) 更新登録単位スポーツ少年団については認定リボンを交付する。
- (3) 団員については団員章を交付する。
- (4) 指導者については指導者章を交付する。
- (5) 役員およびスタッフについては登録証を交付する。

第5条 前条による認定を受けた単位スポーツ少年団、団員、指導者、役員およびスタッフは市町村、県、日本スポーツ少年団が実施する事業等に参加の権利を有すると共に、日本スポーツ少年団の制定する標章等の使用(営利目的での使用は除く)が認められる。

第6条 新たに加盟しようとする市町村スポーツ少年団は、その代表者より次の書類を本団に提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 事務所所在地、連絡責任者(氏名、職業)
- (3) 規約
- (4) 所属単位団一覧表
- (5) 役員名簿(住所、氏名)
- (6) 前年度事業概要
- (7) 当該年度事業計画表
- (8) 当該年度の収支予算書

第7条 加盟の承認を得た市町村スポーツ少年団は、直ちに第3条により登録を完了し、本団の委員1名を選出し、所定の様式で届け出なければならない。

第8条 加盟団体は、選出した本団の委員その他提出書類に変更があった場合は、直ちにその旨を届出なければならない。

第9条 登録者の個人情報、公益財団法人日本スポーツ協会個人情報保護法に基づき、日本スポーツ少年団、本団、市町村スポーツ少年団等にて共同利用する。その他、個人情報取り扱いの詳細については、日本スポーツ少年団が定める「スポーツ少年団個人情報の取り扱いについて」とおりとする。

第10条 この細則は、常任委員会の議決によって変更することができる。

附 則

- 1 この細則は、平成11年5月24日から施行する。
- 2 令和2年5月28日 一部改定
- 3 令和5年4月1日 一部改定